

## 特 名 理 由

行旅中に死亡し、その遺体の引き取り手がない場合や、住所（居所）もしくは氏名が不明なため、その遺体の引き取り手がない場合については、行旅死亡人取扱法に基づき、行旅死亡人として取り扱うこととされている。

このような遺体が発見された場合は、最初に、警察により事件性の判断や司法解剖、身元調査等が行われることとなるが、これらの捜査等には一定の時間を要するため、その判断が下されるまでの間、当該遺体を保存する必要がある。

しかしながら、警察署に安置できる遺体の数には限りがあるため、このような遺体は警察の判断により遺体を安置・保存するための冷蔵庫等がある葬祭業者に運搬され、保存される。そのため、本市に連絡が入った時点において、既に葬祭業者の下に移動されており、本市による葬祭業者の選択の余地がない状況にある。

また、本市に連絡が入ってから事業者の選定を行うこととした場合、公募の期間、当該移動された事業者にて遺体を保管する必要があり、その間の保管経費（保管費用やドライアイス代等）がかかることから非効率であり、また、何より遺体に敬意を表し、速やかに遺体を荼毘に付す必要があることから、改めて事業者の選定を行うことは困難である。

そのため、今回の行旅死亡人にかかる葬儀等については、地方自治法第167条の2第1項第2号に基づき、『株式会社 公益社』に特名にて委託することとする。